

マイナンバーカードの健康保険証利用ができます（マイナ受付）

当センターではオンライン資格確認を行っており、マイナンバーカードを健康保険証として利用することが可能です。

中央受付に専用の顔認証付きカードリーダーを設置しています。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するにあたっては事前申請が必要です。

マイナンバーカードの手続きやマイナンバーカードの健康保険証利用の詳細につきましては、厚生労働省の[マイナンバーカードの保険証利用について（被保険者証利用について）](https://www.mhlw.go.jp) ([mhlw.go.jp](https://www.mhlw.go.jp))にてご確認下さい。

※マイナンバーカードを取得されていない方は、これまで同様、健康保険証で受診ができます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用することで・・・

- ◆ 就職・転職・引越しをしても健康保険証としてずっと使えます。
（ただし、医療保険者への加入・脱退手続きは今までどおり必要となります）
- ◆ 医療保険の資格確認がスムーズになります。
- ◆ 限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
（ただし、自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要となります。）
- ◆ マイナポータルで特定健診情報・薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できます。
- ◆ 同意していただければ、特定健診情報や薬剤情報を医療機関と共有できます。